

ロシア共和国における主要宗教立法

直川誠蔵訳

社会主義国家であるソ連邦において、信教の自由もしくは良心の自由がどのような取扱いをうけているのかを探るために、さしあつてロシア共和国の主要関連立法を三つえらび、その邦訳を試みた。この種の立法の詳細な紹介は、わが国では從来あまりなされていないようなので一定の意義はあるかと思われる。

第一の「布告」は、革命後間もない時期に、第二の「決定」は二〇年代末に成立したいずれも古い立法であるが、第一のものはそのまま、第二のものは途中二度にわたる改正を経て、両者共に現行法である。

邦訳の底本は、それぞれの法令の標題の次にロシア語で示した。「布告」においては、《Декреты Советской Власти》，

ロシア共和国における主要宗教立法

TOM I, Москва, 1957 г.

に依って、司法人民委員部草案（レイスネル署名）のうちノーリンによって訂正が加えられた箇所を中心にして注記し、「決定」においては、現在改正を蒙っている条項の原初規定を（およびその改正があればそれをも）注記した。

主要関連立法としては、新旧憲法レベルのものも重要であるので、第三としてロシア共和国現行憲法（一九七八・四・一二採択）の二つの条文のみを収録した。刑事立法およびその他については別に機会を得たい。

訳語についてはできる限り正確を期したが、なお理解の浅い所が見出されるかも知れない。同学の士の御叱正を期待する。なお、各条文には「」の中に入れて内容見出しが、また条

文中の各項には○で囲んだ番号が付してあるが、これは利用上の便宜のために訳者が手を加えたものである。

(四 次)

一 教会を国家からおよび学校を教会から分離することに関する人民委員会議布告

二 宗教団体に関する全露中央執行委員会・人民委員会議決定

三 ロシアソビエト連邦社会主義共和国憲法（基本法）

一 教会を国家からおよび学校を教会から分離する人民委員会議布告

訳注 同法人民委員部草案の原題「良心の自由、教会的および宗教的社団に関する布告」（布告原本には原題のレーニンによる訂正なし。現在の標題は「労農政府新聞」等において印刷公布された時に適宜付せられたるものである。）

注 すべての公文書から市民の宗教的帰属および不帰属に関するあらゆる記載が除去される。

Декрет СНК от 23 января 1918 г. (СУ 1918 г. № 18, ст. 263)

第一条 [国家と宗教との分離]
教会は国家から分離される。

訳注 本条司法人民委員部草案「宗教は、ロシア共和国各市民の私事である。」(レーニン)により現行本条のように訂正された。)

第二条 [良心の自由を圧迫するなどの地方的立法の禁止]

共和国の領域内において、良心の自由を圧迫もしくは制限するような、または市民の信仰上の帰属にもとづき、いかなるものであれ優遇または特権を設定するようだ、何らかの地方的法律または決定を発することは禁止される。

第三条 [信仰の自由および無信仰の自由]

各市民は任意の宗教を信仰してもよいし、またはなんらの宗教をも信仰しなくてもよい。いかなるものであれ宗教を信仰する」とまたはなんらの宗教をも信仰しない」と結びついたあらゆる権利剥奪は廃止される。

訳注 本注は、レーニンによって最初司法人民委員部草案に対する追加として本条第二項の体裁で次のように規定が試みられた。「すべての旅券、国家的証明書およびいかなるものであれ公法上の文書から市民の宗教的帰属に関するあらゆる記載が除去されなければならない。」（レーニン自身により削除）

次に右の内容がレーニンによって注のかたちにまとめられた。「すべての公文書から市民の宗教的帰属または不帰属に関するあらゆる記載が除去される。」（傍点訳者）

第四条〔公的行事に伴う宗教的儀式の禁止〕

国家機関およびその他の公法上の社会的機関の行事はいかなる宗教的儀式または式典をも伴わない。

第五条〔宗教的儀式の自由な挙行〕

① 宗教的儀式の自由な挙行は、社会秩序を紊乱せずソビエト共和国の市民の権利に対する侵害を伴わない限りにおいて保障される。

② 地方権力は、その場合社会的秩序および安全の保障のためにすべての必要な措置を講ずる権利をもつ。

第六条〔市民的義務の遂行の忌避〕

- ① 何人も自己の宗教的見解を口実にして自己の市民的義務の遂行を忌避することはできない。
- ② この規定の例外は、ある市民的義務を他の市民的義務によって代替することを条件に、個々の場合ごとに人民裁判所の判決に従って認められる。

訳注 本項司法人民委員部草案「この規定の例外、またはある市民的義務の他の市民的義務による代替は、個々の場合ごとに人民裁判所の判決に従って認められる。」

第七条〔宗教的宣誓の廃止〕

- ① 宗教的宣誓または誓約は廃止される。
- ② 必要な場合には、厳肅な約束のみが与えられる。

第八条〔戸籍簿〕

戸籍簿は、もっぱら俗権なわち婚姻および出生登録課によつてとり扱われる。

訳注 本項中、「ソビエト」はレーニンによって挿入された。
② 地方権力は、その場合社会的秩序および安全の保障のためにすべての必要な措置を講ずる権利をもつ。

右草案がレーニンによって次の様に訂正された。「……俗

權によって、婚姻、出生および死亡登録課によって……」

第九条 「教会と学校との分離」

- ① 学校は教会から分離される。

② すべての国立および公立の教育施設ならびに一般教育科目を教える私立の教育施設における宗教的教義の授業は認められない。

③ 市民は、私的なかたちで宗教を教えることおよび学ぶことができる。

第一〇条 「宗教的社団に適用される規程、国家からの特権・補助金の否定」

すべての教会的および宗教的社団は、私的な社団および結社に関する一般的規程に服し、国家からも国家の地方的自治・自らの管理機関からもいかなる優遇および補助金をもうけとらない。

第一一条 「強制的課徴金・強制措置の禁止」

教会的および宗教的社団のための課徴金および賦課金の強制的徵集、ならびにその構成員に対するこれら社団の側からの強制措置または刑罰は認められない。

第二二条 「財産権・法人格の欠如」

① いかなる教会的および宗教的社団も財産を占有する権利を有しない。

② 法人の権利を、これらの社団は有しない。

第一三条 「宗教的社団の財産の国有化、礼拝用建物・備品の無料使用」

① ロシアにある教会的および宗教的社団の全財産は、人民の資産であると表明される。

② 特殊に神に対する勤行の目的のための建物および備品は、地方または中央國家権力の特別決定により、それぞれの宗教的社団の無料の使用のために引渡される。

訳注 本項司法人民委員部草案（本条後段の体裁をとつていた）「特殊に神に対する勤行の目的のための建物または備品の記帳、保存および經濟的处分の手続は、地方および中央國家権力の決定によって定められる。」（レーニンにより本項のように訂正された。）

署名：人民委員會議長 ウリヤーノフ（レーニン）、

人民委員 パドヴォイスキー、アルガーソフ、トル
トーフスキイ、シリフテル、プロシヤン、メンジ

ンスキー、ショリヤープニコフ、ペトロフスキ

総務長官 ボンチリブルーイェヴィチ

一九一八年一月二二日づけ労農政府新聞第一五号にて公布

I 宗教団体に関する全露中央執行委員会。

人民委員会議決定

Постановление ВЦИК и СНК РСФСР от 8 апреля 1929 г. (СУ 1929 г. № 35, ст. 353; 1932г. № 8, ст. 41; Ведомости Верховного Совета РСФСР 1975 г. № 27, ст. 572)

ロシアソビエト連邦社会主義共和国全ロシア中央執行委員会
および人民委員会議は以下の如く決定する：

I

第一条 [分離布告の適用]

教会、宗教グループ、宗派、宗門およびその他のあらゆる名
称の礼拝団体は、教会を国家からおよび学校を教会から分離す
ることに関する一九一八年一月二十三日づけロシア社会主義連
邦ソビエト共和国人民委員会議布告（法規集、一九一八年第一
八号法規番号二六三）の適用をうける。

ロシア共和国における主要宗教立法

第二条 [宗教団体の登録]

- ① 礼拝のいかんを問わらず信者たる市民の宗教団体は、宗教
社団または信者グループのかたちで登録される。
- ② 各市民は、ある一つの礼拝団体（社団またはグループ）
に限りその成員たりうる。

第三条 [宗教社団および信者グループ]

- ① 宗教社団とは、同一の礼拝、教義、流派または宗派に属
する満一八歳以上の信者たる市民の現地団体であり、自己の宗
教的欲求を共同でみたすために集まつた二〇人以上の構成員か
らなる。

- ② 構成員が少いために宗教社団を形成することができない
市民には、信者グループを形成する権利が与えられる。

- ② 宗教社団は、法律によって定められた手続に従い、自ら
の必要のために教会什器、宗教的礼拝用品、運送手段を取得
し、工作物を賃借、建設および購入する権利をもつ。〔一九七
五年本項改正〕

訳注 本項旧規定（一九二九年）「宗教社団および信者グル
ープは、法人の権利を享有しない。」

第四条 [登録と活動開始]

① 宗教社団または信者グループは、社団または信者グループの登録に関する決定がソ連邦大臣会議付属宗教問題評議会によって採択されたらはじめてその活動を開始することができる。

② 宗教社団または信者グループの登録および祈禱用建物の開設に関する決定は、自治共和国大臣会議、道・州・市（モスクワ市およびレニングラード市）労働者代議員ソビエト執行委員会の上申意見にしたがってソ連邦大臣会議付属宗教問題評議会によって採択される。

訳注 本条旧規定（一九二九年）「宗教社団および信者グループは、地方執行委員会または市ソビエトの所管行政部局（課または部）、郷執行委員会または地区もしくは郡の行政中心地ではない市の市ソビエトにおいて社団およびグループの登録をなしたのちはじめてその活動を開始することができる。」右旧規定の改正（一九三二年）「宗教社団および信者グループは、所管の市ソビエトまたは地区機関委員会付属宗教問題検討委員会において社団またはグループの登録をなしたのちはじめてその活動を開始することができる。」

第五条〔宗教社団の登録手続〕

① 宗教社団の登録のためには、地区・市労働者代議員ソビ

エト執行委員会に二〇人以上の発起人が宗教社団の登録および祈禱用建物（正教会^{フジルコフ}、カトリック寺院、プロテスタント教会、回教寺院、ニダヤ教会堂等々）の開設に関する請願書を提出する。

② 地区・市労働者代議員ソビエト執行委員会は、提出をうけた信者の請願書に自己の結論を付して自治共和国大臣会議、道・州・市（モスクワ市およびレニングラード市）労働代議員ソビエトに提出する。

訳注 本条旧規定（一九二九年）「宗教社団の登録のためには、前条（第四条）に列挙された諸機關に二〇人以上の発起人がロシア社会主義連邦ソビエト共和国内務人民委員部によって定められる書式にしたがった登録申請書を提出する。」右規定の改正（一九三二年）「ロシア社会主義連邦ソビエト共和国内務人民委員部」を「宗教問題の検討に関する全ロシア中央執行委員会幹部会付属常任委員会」に置換える。

第六条〔信者グループの登録手続〕

信者グループの登録のためには、そのグループの信者全員の署名した請願書が地区・市労働者代議員ソビエト執行委員会に提出され、同執行委員会はこの請願書に自己の結論を付して自治共和国大臣会議、道・州・市（モスクワ市およびレニングラ

ード市) 勤労者代議員ソビエトに提出する。

訳注 本条旧規定(一九二九年)「信者グループの登録のためには、グループ代表者(第十三条)はそのグループの所在地における、本決定第四条に示された諸機関に、ロシア社会主義連邦ソビエト共和国内務人民委員部によって定められた書式に従つた登録申請書を提出する。」

右旧規定の改正(一九三二年)「ロシア社会主義連邦ソビエト共和国内務人民委員部」を「宗教問題の検討に関する全ロシア中央執行委員会幹部会付属常任委員会」に置換える。

第七条〔登録の審査および決定〕

① 自治共和国大臣會議、道・州・市(モスクワ市およびレニングラード市)勤労者代議員ソビエト執行委員会は、社団または信者グループの登録に関する資料を受けとったのち一ヶ月以内にこれを審査し、自己の上申意見を付してソ連邦大臣會議付属宗教問題評議会の許可を得るために同評議会へ提出する。

② ソ連邦大臣會議付属宗教問題評議会は、社団または信者グループの登録の可否に関して決定をくだし、社団または信者グループにこれを通知する。

訳注 本条旧規定(一九二九年)「第四条に示された諸機関は、申請書を受けとった日から一ヶ月以内に社団または信

者グループを登録するか、または登録の拒否を社団または信者グループに通知するかしなければならない。」

第八条〔記帳〕

宗教団体、祈禱用家屋および建物の記帳はソ連邦大臣會議付属宗教問題評議会の所管であり、同評議会は宗教社団または信者グループ、それらの執行機関および監査機関ならびに礼拝奉仕者に関するそれぞれのデータの提出手続を定める。

訳注 本条旧規定(一九二九年)「宗教的社団または信者グループの構成、また同様にそれらの執行機関および監査機関ならびに礼拝奉仕者に関しては、ロシア社会主義連邦ソビエト共和国内務人民委員部によって定められる期間および書式にしたがって、所与の宗教団体の登録を行なった機関に対しうて通知される。」

右旧規定の改正(一九三二年)「ロシア社会主義連邦ソビエト共和国内務人民委員部」を「宗教問題の検討に関する全ロシア中央執行委員会幹部会付属常任委員会」に置換える。

第九条〔会員名簿〕

宗教社団またはグループの会員名簿には、名簿登載に同意を表明した信者のみをのせることができる。

第一〇条 「祈禱用建物の無償使用、祈禱用会場の賃借」

① 祈禱用建物を受けとり、宗教社団が地区・市勤労者代議員ソビエト執行委員会の全權代表との間で締結する契約によって定められた条件および手続のもとにこれを無償で使用することができる。

訳注 本項旧規定（一九二九年）「宗教社団を構成した信者は、宗教的欲求をみたすために連邦大臣會議付属宗教問題評議会の決定にしたがつて特別の祈禱用建物を受けとり、宗教社団が地区・市勤労者代議員ソビエト執行委員会の全權代表との間で締結する契約によって定められた条件および手続のもとにこれを無償で使用することができる。」

② 右旧規定の改正（一九三二年）「郷もしくは」を削除する。
そのほか、宗教社団を構成した信者または信者グループは、祈禱集会のために個人または地区・市代議員ソビエト執行委員会によって提供されるその他の会場をも賃借権にもとづいて使用することができる。これらの会場には、本決定によつて供せられる備品を受けとり、これらを契約にしたがつて無償で使用することができる。」

第一一条 「社団またはグループの法律行為」

① 礼拝用財産の管理および使用と結びついた法律行為——
すなわち、番人の雇用、薪の納入、祈禱用建物および礼拝用財産の修理、宗教的儀式および式典ならびに所与の宗教的礼拝の教義および儀礼と密接かつ直接に結びついた類似の諸行為を行なうための生産物および財物の入手、また同様に、祈禱集会用会場の賃借に関する諸契約——は、宗教社団の執行機関の構成員または信者グループの全權代表者たる個々の市民によつて締結されうる。

訳注 本項旧規定（一九二九年）「そのほか、宗教社団を構成した信者または信者グループは、祈禱集会のために私人または地方ソビエトおよび執行委員会によつて提供されるその他の会場をも賃借権にもとづいて使用することができる。これらの会場には、本決定によつて祈禱用建物に対しても定められたすべての規則が適用され、このような会場の使用权に関する契約は、個々の信者によつて彼らの個人的責任において締結される。そのほか、これらの会場は建築技術規則および衛生規則の要求をみたさなければならない。」

③ 各宗教社団または信者グループは、ただ一箇所の祈禱用会場のみを使用することができる。

① 礼拝用財産の管理および使用と結びついた法律行為——
すなわち、番人の雇用、薪の納入、祈禱用建物および礼拝用財産の修理、宗教的儀式および式典ならびに所与の宗教的礼拝の教義および儀礼と密接かつ直接に結びついた類似の諸行為を行なうための生産物および財物の入手、また同様に、祈禱集会用会場の賃借に関する諸契約——は、宗教社団の執行機関の構成員または信者グループの全權代表者たる個々の市民によつて締結されうる。

② このような法律行為は、礼拝と結びついてはいるものの商業的および工業的な目的を追求する契約関係——すなわち、蠟燭工場、宗教的・倫理的書物の印刷のための印刷所の賃借等々——をその内容とすることができない。

第一二条〔社団およびグループの総会の開催〕

宗教社団および信者グループの総会（祈禱のためのものを除く）は、地区・市勤労働者代議員ソビエト執行委員会の許可をえて行なわれる。

訳注 本条旧規定（一九二九年）「宗教社団および信者グループの総会は、農村居住地においては郷執行委員会または地区行政課の、都市居住地においては行政部局の許可をえて行なわれる。」

右旧規定の改正（一九三二年）「宗教団体および信者グループの総会は、都市においては市ソビエト付属宗教問題検討委員会の、農村居住地においては地区執行委員会の許可をえて行なわれる。」

第一三条〔総会における執行機関の選出〕

礼拝用財産の管理および使用と結びついた諸機能（第一一条）の直接的遂行のために、また同様に、対外的代表の目的で、宗教団体は、地区・市勤労働者代議員ソビエト執行委員会の許可をえて行なわれる。

第一七条〔宗教団体に対する禁止事項〕

- ① 宗教団体には以下のことが禁じられる。
 - (イ) 互助基金、協同組合、生産団体を創設すること、および一

教団体は信者総会における公開投票によって会員の中から宗教社団の場合は三人、信者グループの場合は一人の代表者から成る執行機関を選出する。

第一四条〔選出された執行機関員の忌避〕

登録機関には、宗教社団または信者グループの執行機関のメンバー構成から個々の人物を忌避する権利が与えられる。

第一五条〔総会における監査委員会の選出〕

礼拝用財産および醵金または喜捨によって受けとる金銭の点檢のために、宗教団体は信者総会で会員の中から三人以下で構成される監査委員会を選出することができる。

第一六条〔執行機関・監査機関の会合の開催〕

宗教社団および信者グループの執行機関および監査機関の会合（会議）は、権力機関への通告またはその許可なしで行なわれる。

般にその管理下にある財産を宗教的欲求をみたすため以外の何らかの目的で使用すること。

(iv) 会員に対して物質的援助を与えること。

(v) 特殊に小供、青少年、婦人を対象とした祈禱の集いおよびその他の集いや、一般人を対象とした聖書、文学、手芸、勤労、宗教教育等のための集い、グループ、サークル、部会を組織すること、また同様に、遠足を催したり児童遊園地を設けたりすること、図書館および読書室を開設すること、療養所を設けたり医療援助を組織したりすること。

② 祈禱用の建物および会場には、所与の礼拝を行なうために不可欠な書物のみを備えつけることができる。

第一八条〔宗教教育の禁止およびその例外〕

教育施設において、いかなるものであれ宗教的教義を教授することは認められない。宗教的教義の教授は、定められた手続で開設される神学校において例外的に認められる。

訳注 本条旧規定（一九二九年）「国立、公立および私立の教育施設および養育施設において、いかなるものであれ宗教的教義を教授することは認められない。この種の教授は、ロシア社会主義連邦ソビエト共和国内務人民委員部の特別の決定によつて、また自治共和国の領域内においては照応する自

治共和国の中央執行委員会の決定によって、ソ連邦市民によって開設される特殊な神学コースにおいてだけ例外的に認められる。」

右旧規定の改正（一九三一年）「ロシア社会主義連邦ソビエト共和国内務人民委員部」を「宗教問題の検討に関する全ロシア中央執行委員会付属常任委員会」に置換える。

第一九条〔礼拝奉仕者等の活動地域の制限〕

① 礼拝奉仕者、宗教的伝道者、説教者等の活動する地区は、彼らの勤務する宗教団体の会員の居住地およびその宗教団体の祈禱会場の所在地に限定される。

② 二またはそれ以上の宗教団体に常勤する礼拝奉仕者、宗教的伝道者および説教者の活動は、それらの宗教団体に入している信者達が恒常に生活している地域に限定される。

第二〇条〔大会・協議会の開催、宗教的センターの選出〕

① 宗教的社団および信者グループは、ソ連邦大臣会議付属宗教問題評議会のその都度の許可にしたがつてのみ宗教的大会および協議会を招集することができる。

訳注 本項旧規定（一九二九年）「①宗教社団および信者グループは、①ロシア社会主義連邦ソビエト共和国の領域におい

て全ロシア的もしくは全連邦的大会が招集される場合、または大会が二以上の道、州および県を網羅する場合にはロシア社会主義連邦共和国内務人民委員部から、また②大会が地方的なものである場合にはそれぞれ道、州、県または管区行政部局から与えられる。その都度の特別の許可にもとづいて地方的、全ロシア的および全連邦的な宗教的大会および協議会を組織することができる。

②自治共和国における共和国的大会および協議会の招集に対する許可是、所管自治共和国の内務人民委員部またはこれに照応する機関によって発せられる。」

右旧規定の改正（一九三一年）「①宗教社団および信者グループは、以下の諸機関から与えられる、その都度の特別の許可にもとづいて地方的、全ロシア的および全連邦的な宗教的大会および協議会を組織することができる。

① ロシア社会主義連邦ソビエト共和国の領域において全ロシア的もしくは全連邦的大会が招集される場合、または大会が二以上の道もしくは州を網羅する場合には宗教問題の検討に関する全ロシア中央執行委員会幹部会付属常任中央委員会② 大会が地方的なものである場合には照応する道または州の宗教問題の検討に関する委員会
②自治共和国における共和国的大会および協議会の招集に

対する許可是、所管自治ソビエト社会主義共和国の中央執行委員会付属宗教問題の検討に関する委員会によって発せられる。」

② 集会、大会、協議会において選出された宗教的センター、宗教的管理部およびその他の宗教組織は、信者団体の宗教的（カノン的）活動のみを指導する。これらの宗教組織は、専ら自発的原理にもとづいて宗教団体が寄せる資金によって維持される。

③ 宗教的センター、ギリシャ正教監督管区庁は、法律に定められた手続に従い自らの必要のために教会用什器、宗教的礼拝用品を生産し、それらを信者社団に販売し、また同様に運送手段を取得し、工作物を賃借、建築および購入する権利をもつ。

第二一条 失効

訳注 本条旧規定（一九二九年）「地方的、全ロシア的および全連邦的な宗教的大会および協議会は、その参加者の中から大会決定を実行にうつすための執行機関を選出することができる。宗教の大会において選出された執行機関の構成員名簿は、同時に大会資料と共に、ロシア社会主義連邦ソビエト共和国内務人民委員部によって定められた書式にしたがつて

二部、大会の許可を与えた機関に提出される。」

右旧規定の改正（一九三二年）「ロシア社会主義連邦ソビエト共和国内務人民委員部」を「宗教問題の検討に関する全ロシア中央執行委員会幹部会付属常任委員会」に置換える。

第二十二条 失効

本条旧規定（一九二九年）「宗教的大会およびこれによつて選出される執行機関は、法人の権利を有せず、またそのほか、①信者の喜捨を集めるためのいかなるものであれ中央金庫を設置すること、②何らかの強制的課徴金を設定すること、③礼拝用財産を所有したり、契約によつてこれをうけとつたり、売買によつてこの種のものを入手したり、祈禱集会のために会場を賃借したりすること、④いかなるものであれ契約および法律行為を締結すること、ができない。」

第二十五条 「礼拝用財産の基本的性格」
礼拝をとり行なうために必要な財産は、宗教団体を構成した信者に契約に従つて引渡されたものであれ、礼拝の必要のため新たに彼らが入手したものまたは寄付をうけたものであれ、国有化されて居り、それぞれの地区・市勤労者代議員ソビエト執行委員会において記帳されて信者の使用にゆだねられている。

第二十三条 「スタンプ、印章、用箋」

宗教社団およびグループならびに宗教的大会の執行機関は、宗教的性格のみに限り自らの名称を記したスタンプ、印章および用箋を使用することができます。これらのスタンプ、印章および用箋は、ソビエト権力の施設および機関のために定め

られた紋章およびスローガンを含むことができない。

訳注 本条旧規定（一九二九年）「宗教的大会、協議会および会議の招集発起人および組織者たりうるものは、宗教社団および信者グループ、それらの執行機関、また同様に宗教的大会の執行機関である。」

第二十五条 「礼拝用財産の基本的性格」
礼拝をとり行なうために必要な財産は、宗教団体を構成した信者に契約に従つて引渡されたものであれ、礼拝の必要のため新たに彼らが入手したものまたは寄付をうけたものであれ、国有化されて居り、それぞれの地区・市勤労者代議員ソビエト執行委員会において記帳されて信者の使用にゆだねられている。

訳注 本条旧規定（一九二九年）「……それぞれの市ソビエト、地区または郷執行委員会……」

右旧規定の改正（一九三二年）「……それぞれの市ソビエトまたは地区執行委員会付属宗教問題の検討に関する委員会……」

第二十六条〔番人用家屋〕
特に番人の居住のために用いられておりしかも祈禱用建物の構内または同建物の傍らにある家屋は、その他の礼拝用財産と共に契約に従って信者の無料の使用に引渡される。

第二十七条〔祈禱用建物等の使用契約〕

祈禱用建物および礼拝用財産は、宗教社団と地区・市勤労者代議員ソビエト執行委員会全権代表との間で締結される契約によって定められた条件および手続で、宗教社団を構成した信者の使用に引渡される。

訳注 本条旧規定（一九二九年）「祈禱用建物および礼拝用財産は、それぞれ地区執行委員会もしくは市ソビエトの名で所管の行政部局（部）もしくは課によって、または直接に郷執行委員会によって「締結される」契約にしたがい、宗教社団を構成した信者の使用に引渡される。」

右旧規定の改正（一九三二年）「所管の行政部局（部）もしくは課によって、または直接に郷執行委員会によって」を「それぞれの市ソビエトまたは地区執行委員会付属宗教問題の検討に関する委員会によって」に置換える。

第二十八条〔礼拝用建物等の受取り手続〕

ロシア共和国における主要宗教立法

礼拝用建物およびその内部にある財産は、宗教社団の二〇人以下の会員が、契約に従ってこれら財産を信者全員の使用に供するため、地区・市勤労者代議員ソビエト執行委員会代表から受けとる。

訳注 本条旧規定（一九二九年）「……郷・地区執行委員会

または市ソビエト代表……」

右旧規定の改正（一九三二年）「郷」を削除する。

第二十九条〔受取り人の義務〕

礼拝用建物および財産を受けとりこれを使用する者（第二八条）は、以下の義務を負うことが契約において定められる。

- (1) 委託された国家財産として大切にする。
- (2) 礼拝用建物の修理を行ない、またこの財産を占有・使用することに伴なう出費——すなわち、暖房・保険・警備の費用、租税、課徴金の支払等——を負担する。
- (3) もっぱら宗教的欲求の充足のために使用する。
- (4) 財産の毀損または数量不足によって国家に与えた損害を賠償する。
- (5) すべての礼拝用財産の目録をととのえ、新たに増加する（購入、寄付、他の祈禱用建物からの譲渡等の方法による）宗教的礼拝用品のすべてを、個人的所有権にもとづいて個々の市

民に属するものを除き、目録に記載し、使用に耐えなくなつた用品を、その名において契約が締結された地区・市勤労者代議員ソビエト執行委員会への通知とその同意にもとづいて目録から抹消する。

(八) 宗教的儀式が行なわれてゐる時を除き、隨時、財産の定期検査のため地区・市または村勤労者代議員ソビエト執行委員会から権限を与へられた者を支障なく迎え入れる。

訳注 本条旧規定（一九二九年）「礼拝用建物および財産を受けとりこれを使用する者（第二一八条）は、以下の義務を負うこと」とが信者と市ソビエト、郷もしくは地区執行委員会との間で締結される契約において定められる。

(九) ……地方課徴金……

(十) ……個々の市民の私的所有であるものを除き……契約の

相手方たる執行委員会またはソビエトへの……

(十一) ……市ソビエトまたは郷もしくは地区執行委員会または村ソビエト……」

右旧規定の改正（一九三一年）「郷」を削除する。

第三〇条〔芸術文化遺産の取扱い〕

歴史的、芸術的および考古学的意義をもち、ロシア社会主義連邦ソビエト共和国文化省において特別に記帳されている祈禱

用建物は、同じ手続と同じ根拠によって引渡されるが、芸術文化貴産の記帳および保存に関する定められた規則を必ず順守しなければならない。

訳注 本条旧規定（一九二九年）「……文化人民委員部において……」

第三一条〔使用契約署名者の追加〕

礼拝用財産の引渡しが終つたあとでも、それぞれの教義、流派および宗派に属するすべての現地住民は、礼拝用建物および財産の受取り・使用に関する契約に署名する権利を有し、このようにして、最初に契約に署名した者とひとしくこれら財産の管理に参加する権利をうる。

第三二条〔署名のとり消し〕

各契約署名者も、地区・市勤労者代議員ソビエト執行委員会に然るべき届けをして、前記契約への自己の署名をとり消すことができる。とはいへ、この場合でも、上記届けを提出するまでの期間における財産の保全についての責任は免除されない。

訳注 本条旧規定（一九二九年）「……第四条に列挙された

機関に……」

第三三三条〔礼拝用建物の保険義務〕

① 宗教的礼拝用建物には、契約署名者の負担において、その建物が存在する地域の地区・市勤労者代議員ソビエト執行委員会を受取人とする保険を必ず掛けなければならない。

② 焼失した祈禱用建物に対する保険金は、ソ連邦大臣会議付属宗教問題評議会と協議した上で、自治共和国大臣会議、道・州・市（モスクワ市およびレニングラード市）勤労者代議員ソビエト執行委員会の決定にしたがい、焼失した祈禱用建物の再建または焼失した祈禱用建物の存在した地区、市の文化的必要なために用いられる。

訳注 本条旧規定（一九二九年）「宗教的礼拝用建物には、契約署名者の負担において、所管の執行委員会または市ソビエトを受取人とする火災に関する損害保険 [неокладное страхование от огня] を必ず掛けなければならない。火災が発生した場合、保険金は焼失した祈禱用建物の再建のためにふりむけることもできるし、また照応する執行委員会の決定にしたがい、一九二五年八月二十四日づけ「焼失した祈禱用建物で受取った保険金の使用手続に關するロシア中央執行委員会幹部会決定」（СУ. 1925 г. № 58, ст. 470）に示された手続で、またその条件を厳格に順守して所与の区域の社会的“文化的必要のための使途を与えられることもありうる。」

第三四四条〔受取人のいない建物等〕

宗教的欲求をみたすために、本決定の第二七条ないし第三三条によって定められた要件にもとづき、礼拝用建物・財産の提供・使用を求める請願が信者から提出されない時は、自治共和国大臣会議、道・州・市（モスクワ市およびレニングラード市）勤労者代議員ソビエト執行委員会が本決定の第四〇条および第四一条にしたがい祈禱用建物およびその内部にある全財産のその後の使途を定める。

訳注 本条旧規定（一九二九年）「宗教的欲求をみたすために、第二七条ないし第三三条において示された要件にもとづき、礼拝用建物財産の受領・使用を求める希望者が現れない場合には、市ソビエトまたは郷・地区執行委員会が祈禱用建物の扉に然るべき公告を掲示する。」

右旧規定の改正（一九三一年）「郷」を削除する。

第三五五条 失効

本条旧規定（一九二九年）「公告掲示後一週間を経過してすでに示された根拠にもとづいて礼拝用建物・財産を受領する希望者が到来しない場合には、市ソビエトまたは郷・地区執行委員会がこのことを上級の執行委員会に通知する。」

この通知には祈禱用建物の建築年代、その現状および予想される建物の用途、ならびにこの点についての自己の見解が示される。

管区を有しない自治共和国の中央執行委員会、州・県または管区執行委員会は第四〇条ないし第四二条にしたがつて建物およびその内部にある全財産のその後の用途を定める。」

右旧規定の改正（一九三一年）「郷」を削除する。

第三六条〔祈禱用建物の閉鎖手続〕

信者が現に使用中である祈禱用建物を他の必要のために引渡すこと（祈禱用建物の閉鎖）は、この建物が国家的または社会的必要にとって不可欠である場合には、自治共和国大臣会議道・州・市（モスクワ市およびレニングラード市）勤労者代議員ソビエト執行委員会の上申意見にしたがつた、ソ連邦大臣會議付属宗教問題評議会の決定によってのみ認められる。この決定は、宗教社団を構成した信者に対して通知される。

訳注 本条旧規定（一九二九年）「信者が現に、使用中である祈禱用建物を他の必要のために引渡すこと（祈禱用建物の清算）は、この建物が国家的または社会的必要にとって不可欠である場合には、自治共和国中央執行委員会、道・州または県執行委員会の、理由を付した決定によってのみ認められ

る。」この決定は、宗教的社団を構成した信者に通知される。右旧規定の改正（一九三一年）「または県」を削除する。

第三七条 失効

訳注 本条旧規定（一九二九年）「宗教社団を構成した信者が、祈禱用建物の清算に関する決定の通告があつた日から二週間以内に全ロシア中央執行委員会幹部会にこの決定について上訴する場合には、祈禱用建物の清算に関する事件的一切は全ロシア中央執行委員会幹部会に移される。当該決定が全ロシア中央執行委員会幹部会によって承認されはじめて、信者との契約の効力が失なわれ、礼拝用建物の彼らによる使用が停止される。」

第三八条〔家屋賃借契約の期限前破棄〕

宗教社団の必要なための、国有化された家屋、市有化された家屋または個人的所有権にもとづき市民に属する家屋の賃借に関する契約（第一〇条第二項）は、裁判手続により契約期間の満了前に破棄されうる。

本条旧規定（一九二九年）「個人的所有権にもとづき市民に属する家屋」でなく、「私有家屋」。「…一般的裁判手続

……」

祈禱用建物の閉鎖に際し、礼拝用財産は以上のように分配される。

第三九条〔祈禱用建物の閉鎖手続〕

① それぞれの場合における祈禱用建物の閉鎖は、自治共和國大臣會議、道・州・市(モスクワ市およびレニングラード市)勤労者代議員ソビエト執行委員会の上申意見に従つたソ連邦大臣會議付属宗教問題評議会の決定によつてのみ行なわれる。

② 祈禱用建物の閉鎖は、地区・市の財務部およびその他の関連当局の代表者ならびに当該宗教団体の代表者の立会いのもとに行なわれる。

訳注 本条旧規定(一九二九年)「それぞれの場合における祈禱用建物の清算は、所管の郡もしくは地区執行委員会または市ソビエトの委任にしたがい、現地財務部局(課)の代表者およびその他の当局が関連する場合にはその代表者ならびに当該宗教団体の代表者の立会いのもとに、行政部局または課によって行なわれる。」

右旧規定の改正(一九三二年)「行政部局または課によつて」を「宗教問題検討委員会によつてに」置換える。「郡もしくは」を削除する。

祈禱用建物の閉鎖に際し、礼拝用財産は以上のように分配さ

(イ) 白金、金、銀および錦の製品ならびに宝石のすべては必ず国家フォンドに繰り込まれ、現地財務諸機関の管理、もしくはこれらのものがそのもとで記帳されている場合にはロシア社会主義連邦ソビエト共和国文化省の諸機関の管理に移される。

(ロ) 歴史的、芸術的、博物館的価値をそなえたものはすべてロシア社会主義連邦ソビエト共和国文化省の諸機関に引渡される。

(ハ) 礼拝を行なうにあたり特別の意義をもつその他のもの(聖像、法衣、宗教旗、棺布等)は、礼拝を同じくする他の祈禱用建物に移すために信者に引渡される。これらのものは一般的手続きにしたがつて礼拝用財産目録に載せられる。

(ニ) 日常生活用品(籠、家具、じゅうたん、シャンデリア等)は、必ずしも国家フォンドに繰り込まれ、現地財務諸機関の管理、もしくはそれらのものがそのもとで記帳されている場合はロシア社会主義連邦ソビエト共和国文化省の諸機関の管理に移される。

(ホ) いわゆる流動資産、貨幣ならびに香、蠟燭、油、酒、ワッカス、薪炭といった、契約の条件を満し、また宗教的礼拝儀式を行なうために一定の目的的意義をもつものは、祈禱用建物の

第四〇条〔閉鎖の際の礼拝用財産の分配〕

ロシア共和国における主要宗教立法

閉鎖の後に社団の存立が維持される場合には没収されない。

訳注 本条旧規定（一九二九年）「……清算……」。「(イ)……教育人民委員部……」。「(シ)……国民教育諸機関……」

第四一条〔祈禱用建物の転用・撤去手続〕

閉鎖措置をうける祈禱用建物であって、文化遺産として国家的保護をうけないものは、自治共和国大臣会議、道・州・市（モスクワ市およびレニングラード市）勤労者代議員ソビエト執行委員会の上申意見にもとづくソ連邦大臣会議付属宗教問題評議会の決定によってのみ他の目的のために使用および改装され、または撤去されうる。

第四二条 失効

訳注 本条旧規定（一九二九年）「現地の国家フォンド特別部において記帳されるものは、建築遺産として教育人民委員部のグラヴァナウーカ〔學術施設、博物館施設および博物館施設総管理局〕のもとで管理もしくは記帳されて居らず、または執行委員会および市ソビエトによって文化・啓蒙施設（学校、クラブ、読書室等）もしくは住居として使用されえない、閉鎖された祈禱用建物の建造物に限られる。」

第四三条〔登録取消し手続〕

① 宗教団体は、礼拝に関する立法に違反した場合登録を取消されうる。

② 宗教団体の登録取消しは、自治共和国大臣会議、道・州・市（モスクワ市およびレニングラード市）勤労者代議員ソビエト執行委員会の上申意見にもとづくソ連邦大臣会議付属宗教問題評議会の決定によって行なわれる。

第四四条〔祈禱用建物等の使用契約の破棄〕

別部によつて照応の執行委員会または市ソビエトの無料使用のため引渡されうる。」

宗教団体が祈禱用建物または礼拝用財産の使用に関する契約を順守しない場合、この契約は自治共和国大臣会議、道・州・

市（モスクワ市およびレニングラード市）勤労者代議員ソビエト執行委員会の上申意見にもとづくソ連邦大臣会議付属宗教問題評議会の許可によって、破棄される。

訳注 本条旧規定（一九二九年）「第四三条 ①宗教団体が契約の条件を順守しない場合、また同様に行政機関の何らかの指示（再登録、修理等に関する）を届行しない場合、上記契約は破棄されうる。」

②契約を破棄する権利は、下級の執行委員会およびソビエトの上申意見にもとづき自治共和国中央執行委員会、道・州および県執行委員会に属する。」

右旧規定の改正（一九三二年）「行政機関」を「宗教問題検討委員会」に置換える。「および県」を削除する。

「第四四条 前条（第四三条）に示された諸機関の決定が二週間に内に全ロシア中央執行委員会幹部会に訴願される場合、信者からの祈禱用建物および礼拝用財産の実際の没収は、この問題が全ロシア中央執行委員会幹部会によって最終的に解決された後にかぎられる。」

第四六条 「老朽による祈禱用建物の閉鎖」

祈禱用建物が老朽により全体的または部分的に倒壊する危険がある場合、地区・市勤労者代議員ソビエト執行委員会には、特別の技術委員会が建物を点検するまで、臨時のにその中で礼拝式および信者の集会を行なうことを中止することを宗教団体の執行機関または信者グループの代表者に提案する権利が与えられる。

第四五一条 「社団による祈禱用建物の新築手続」

信者の力と資金による新しい祈禱用建物の建築は、宗教社団の要望に応じ、自治共和国大臣会議、道・州・市（モスクワ市

およびレニングラード市）勤労者代議員ソビエト執行委員会の上申意見にもとづくソ連邦大臣会議付属宗教問題評議会の許可によって、個々の場合に認められる。

訳注 本条旧規定（一九二九年）「新しい祈禱用建物の造営は、宗教社団の要望に応じ、工作物施行にとって一般的な技術的・建築的規則、ならびに内務人民委員部によって定められる特別の条件を順守することによって認められる。」

右旧規定の改正（一九三二年）「ロシア社会主義連邦ソビエト共和国内務人民委員部」を「宗教問題の検討に関する全ロシア中央執行委員会付属常任委員会」に置換える。

第四五一条 「行政機関、地区および郷執行委員会または村ソビエトによる新築手續」

右旧規定の改正（一九三二年）「行政機関」を「宗教問題

検討委員会」に置換える。「および郷」を削除する。

第四七条〔閉鎖提案の通知等〕

(1) 祈禱用建物の閉鎖についての提案と同時に、この提案を行なった役職員は、そのことについて地区・市労働者代議員ソビエト執行委員会に通知する。

訳注 本項旧規定（一九二九年）「祈禱用建物の閉鎖についての提案を行なった役職員は、然るべき建築監査管理局に、早急に礼拝用建物の技術的検査を実施する必要性があるとの通知を送付する。この通知のコピーは、礼拝用建物おより財産を信者の使用に引渡すことに関する契約を締結した機関に参考のために送付される。」

(2) 歴史的、芸術的または考古学的意義をもつ礼拝用建物が文化遺産として保護されるべきである場合、祈禱用建物の閉鎖の提案はロシア社会主義連邦ソビエト共和国文化省の然るべき機関に提出される。

訳注 本項旧規定（一九二九年）「礼拝用建物が文化人民委員部のもとで記帳されている場合、上記通知のコピーが州、県または管区人民教育部に送付される。」

右旧規定の改正（一九三二年）「州、県または管区」を「然るべき」に置換える。

第四八条〔技術委員会〕

地区・市労働者代議員ソビエト執行委員会によって設置される技術委員会（第四六条）には、宗教団体の代表者が参加を求められる。

訳注 本項旧規定（一九二九年）「然るべき建築監査管理局または技師によって任命される技術委員会（第四六条）には、審議権をもつて以下の者が参加を求められる。(1) 礼拝用建物が教育人民委員部のもとで記帳されている場合には現地の国民教育機関の代表者、(2) 然るべき行政部局、地区行政課もしくは鄉民警または地区もしくは郡の行政中心地ではない市の市ソビエトの代表者、(3) 宗教団体の代表者。」

右旧規定の改正（一九三二年）「(2) 照應する市ソビエトまたは地区執行委員会付属宗教問題検討委員会の代表者」

第四九条〔調査報告書〕

調査報告書において述べられた技術委員会の結論は拘束力をもち、実施されなければならない。

第五〇条〔調査報告書〕

技術委員会が礼拝用建物が倒壊に瀕していると認定する場合、作製された報告書には建物を撤去すべきかまたは適当な修

理を加えるだけで充分なのが示されなければならない。後者の場合においては、報告者は祈禱用建物の必要とされる修理および修理のために充分な期間を正確に定める。修理の完成にいたるまで宗教団体は建物の中での祈禱集会もその他のなる集会をも容認する権利を有しない。

第五一条 「修理拒否の効果」

信者が調査報告書において指示された修理の実施を拒否する場合、彼らとの間で締結された礼拝用建物および財産の使用に関する契約は、現地権力機関の上申意見にもとづくソ連邦大臣会議付属宗教問題評議会の決定によって破棄されねばならない。

訳注 本条旧規定（一九二九年）「……自治共和国中央執行委員会、道・州または県執行委員会……」
右旧規定の改正（一九三二年）「または県」を削除する。

第五二条 「撤去認定の効果」

技術委員会が建物は撤去されるべきであると認定する場合、信者との間で締結されたこの建物の提供・使用に関する契約は現地権力機関の上申意見にもとづくソ連邦大臣会議付属宗教問題評議会の決定によつて破棄される。

訳注 本条旧規定（一九二九年）「……自治共和国中央執行委員会幹部会、道・州または県執行委員会の決定……」
右旧規定の改正（一九三二年）「または県」を削除する。

第五三条 失効

訳注 本条旧規定（一九二九年）「契約の破棄後、ならびに建物の撤去についての問題の現地国民教育部および現地財務部との調整後、祈禱用建物の撤去に関する委員会文書は、建物撤去の結果得られた建築資材の販売から入手される筈の売上金〔相当額〕を用いて郷もしくは地区執行委員会または市ソビエトによって実施にうつされる。建物の撤去に要した費用に充当した後の残額は、国庫に納入しなければならない。」
右旧規定の改正（一九三二年）「郷もしくは地区執行委員会または市ソビエト」を「照應する市ソビエトまたは地区執行委員会付属宗教問題検討委員会」に置換える。

第五四条 「釀金、喜捨」

宗教団体および信者グループ構成員は、祈禱用建物の内部で当該宗教団体の会員の間で、また祈禱用建物、礼拝用財産の維持、礼拝奉仕者の雇用および執行機関の維持と結びついた目的

のためにのみ譲金を行ない、喜捨を集める権利をもつ。

訳注 本項旧規定（一九二九年）「①信者グループ構成員および宗教社団は、祈禱用建物の内部外部をとわす、しかし当該宗教団体の会員の間だけで、また祈禱用建物、祈禱用財産の維持、礼拝奉仕者の雇用および執行機関の維持のためにのみ譲金を行ない、喜捨を集める権利をもつ。②宗教団体の利益のためにあらゆる種類の課徴金を強制的に徴集することはロシア社会主義連邦ソビエト共和国刑法典によつて責任を問われる。」

第五五条〔財産目録、出納簿〕

① 寄付をうけたものであれ、喜捨によつて購入したものであれ、あらゆる礼拝用財産は義務的に礼拝用財産目録に記載しなければならない。

② 祈禱用建物を寄付物品で飾る目的で、または礼拝対象を使用中の礼拝用全財産目録に記載される。

③ 前記の目的を有せしめて為された、現物によるその他の

あらゆる種類の自発的寄付、また同様に教会用建物または会場の維持（修理、暖房等）に関する宗教社団の必要にあてるためであれ、礼拝奉仕者のためであれ、金錢による寄付は礼拝用財

産目録に記載するに及ばない。

④ 信者の金錢による自発的寄付は、宗教団体の出納係が出納簿をつけることによって記帳される。

第五六条〔寄付金の支出権者〕

祈禱用建物および礼拝用財産の管理目的に応じた寄付金の支出は、宗教社団の執行機関のメンバーおよび信者グループの全権代表者によつて行なわれうる。

第五七条〔祈禱集会〕

① 宗教的礼拝用建物または建築^{II}技術上および衛生上の規則に適合した特別にしつらえられた会場においては、グループまたは社団に結集した信者の祈禱集会は権力機關への通告または許可を要せずして行なわれる。

② 特別にしつらえられたのではない会場の場合、信者の集会は農村居住地では村勤労者代議員ソビエト執行委員会へ、都市居住地では地区市勤労者代議員ソビエト執行委員会へ通告した上で行なわれる。

訳注 本項旧規定（一九二九年）「……農村居住地においては村ソビエトへ、都市居住地においては民警課へ、それがない所では行政部局へ……」

右旧規定の改正（一九三二年）「民警課へ、それがない所では行政部局へ」を「市ソビエト付属宗教問題検討委員会へ」に置換える。

第五八条 「一般の施設・企業における宗教的儀式の禁止」
① あらゆる国家的、社会的、協同組合的施設・企業において、いかなるものであれ宗教的儀式および礼拝式典を行なうことは認められない。また同様にいかなるものであれ礼拝対象を設置することも同様である。

訳注 本項旧規定（一九二九年）「……協同組合的および私的施設・企業……」

② この禁止は、病院または監禁場所に在る瀕死の者または重病人の願いにより特別に隔離された会場で宗教的・礼拝的儀式を行なうこと、また同様に墓地および火葬場において宗教的儀式を行なうことにまでは及ぼされない。

第五九条 「礼拝用建物の外での宗教的儀式等」

① 屋外での、また同様に信者のアパートおよび住宅での宗教的行進ならびに宗教的儀式の挙行は、地区以上の行政的中心

労者代議員ソビエト執行委員会のその都度の特別の許可によって認められる。この認められた許可は、予定されている式典の少なくとも二週間以前に提出される。葬儀に関連した宗教的勤行のためには前記の許可は要求されない。」

右旧規定の改正（一九三二年）「照應する行政部局または課」を「市ソビエト宗教問題検討委員会」に置換える。以下「行政課」および「または郷執行委員会から」を削除する。

② 屋外での宗教的行進ならびに宗教的儀式の挙行に対する許可を得るための請願は、予定されている式典の少なくとも二週間以前に提出される。

③ 瀕死の者および重病人の願いによる信者のアパートおよび住宅での宗教的・礼拝的儀式の挙行は、地区・市労働者代議員ソビエト執行委員会の許可またはそれへの通告を要せずして為されうる。

訳注 本條旧規定（一九二九年）「屋外での宗教的行進ならびに宗教的儀式および式典の挙行は、地区以上の行政的中心

地である市においては照應する行政部局または課から、また同様に労働者居住地および保養地においては市または居住地ソビエト幹部会から、また農村地帯においては地区執行委員会行政課または郷執行委員会から、得られるその都度の特別の許可によって認められる。このような許可を得るために請願は、予定されている式典の少なくとも二週間以前に提出される。葬儀に関連した宗教的勤行のためには前記の許可は要求されない。」

第六〇条〔礼拝用建物の周囲での宗教的行進〕

都市の場合であつても農村地帯の場合であつても礼拝用建物の周囲で行なわれ、礼拝式の不可分の一部となつてゐる宗教的行進のためには、正常な道路交通を妨害しない限りにおいて権力機關の特別の許可またはそれへの通告が要求されない。

第六一条〔宗教団体の所在地外における宗教的儀式等〕

宗教団体の所在地の外における宗教的行進、また同様に宗教的儀式および式典の挙行は、礼拝用財産の使用に関する契約を締結した機關のその都度の特別の許可をえて認められる。このような許可は、行進、儀式または式典の挙行が予定されているその地区的勤労者代議員ソビエト執行委員会と事前に打合わせた上で発せられうる。

訳注 本条旧規定（一九二九年）「……その現地の勤労者代議員ソビエト執行委員会……」

第六二条〔社団およびグループの記帳〕

宗教団体、また同様に信者グループの記帳は、地区・市勤労者代議員ソビエト執行委員会によって行なわれる。

訳注 本条旧規定（一九二九年）「……照應する地域の範囲内において、宗教団体を登録する機關（第六条）によって行

なわれる。」

第六三条〔宗教問題評議会への情報集中〕

自治共和国大臣會議、道・州・市（モスクワ市およびレニングラード市）勤労者代議員ソビエト執行委員会は、定められた書式でソ連邦大臣會議付属宗教問題評議会に宗教団体に関する情報を通報する。

訳注 本条旧規定（一九二九年）「宗教団体を登録する機關（第六条）は、ロシア社会主義連邦ソビエト共和国内務人民委員部によって定められる書式および期限にしたがい宗教団体に関する数値的情報を郡・管区行政部局に通報し、自治共和国人民委員部および道・州および県行政部局は下級の行政部局から得られた情報を要約してこれをロシア社会主義連邦共和国内務人民委員部に通報する。」

右旧規定の改正（一九三二年）「宗教団体を登録する機關（第六条）は、宗教問題の検討に関する全ロシア中央執行委員会幹部会付属常任委員会によって定められる書式および期限にしたがい宗教団体に関する数値的情報を所管の市ソビエトおよび地区執行委員会に付属する宗教問題検討委員会に通報し、道および州執行委員会ならびに自治ソビエト社会主義共和国中央執行委員会は下級機關から得られた情報を要約し

てこれを宗教問題の検討に関する全ロシア中央執行委員会幹部会付属常任委員会に通報する。」

第六四条 「宗教団体の活動および建物・財産の保全に対する監督」

宗教団体の活動、また同様に契約にもとづいてそれらの使用に引渡される礼拝用建物および財産の保全に対する監督は、登録取扱機関に課せられ、その際農村地帯においてはこの監督は村ソビエトにも課せられる。

II

第六五条 「登録義務」

本決定の発布の日までにロシアソビエト連邦社会主義共和国において事実上存在するすべての宗教団体は、一年以内にその所在地で本決定において示された手続にしたがい、また本決定において示された機関において登録されなければならない。

第六六条 「登録義務違反の効果」

前条の要求を満たさなかった宗教的・礼拝的団体は、本決定によって規定された効果を伴いつつ閉鎖されたものとみなされ

ロシア共和国における主要宗教立法

る。

第六七条 「失効法令」

本決定の発布と共に、以下のロシアソビエト連邦社会主義共和国法令は失効したものとみなす。

- (1) 一九二一年一二月二七日づけ、教会および修道院にある貴重品に関する全ロシア中央執行委員会決定 (C.Y.、一九二二年第一九号、法令番号二一五)
- (2) 一九二三年七月三〇日づけ、一九二二年版労働法典第一二条にしたがい、正教徒住民に提供された一〇日間の休息を旧暦から新暦へと移すことに関する全ロシア中央執行委員会幹部会決定 (C.Y.、一九二三年第七〇号、法令番号六七八)
- (3) 一九二三年八月一四日づけ、一〇日間の休息を新暦へ移すことに関する決定の説明に関する全ロシア中央執行委員会決定 (C.Y.、一九二三年第七二号、法令番号七〇七)
- (4) 一九二三年九月一九日づけ、日常生活的性格をもつ教会財産の実現に関する人民委員会議決定 (C.Y.、一九二三年七九号、法令番号七六二)
- (5) 一九二五年八月一四日づけ、「焼失した祈禱用建物に対して受取った保険金の使用手続に関する」全ロシア中央執行委員会布告 (C.Y.、一九二五年第五八号、法令番号四七〇)

ロシア共和国における主要宗教立法

一一〇

(6) 一九二九年四月八日づけ、「宗教団体に関する」全ロシア中央執行委員会および人民委員会議決定(Cу, 一九二九年第三五号、法令番号三五三)、一九三二年第八号(法令番号四一)

第二一条、第二二条、第二四条、第三五条、第三七条、第四二一条および第五三条。

(7) 一九三一年一月一日づけ、「ロシア社会主義連邦ソビエト共和国人民委員会議付属労農民警に関する規程および同労農民警總管理局に関する規程の發布から生ずるロシア社会主義連邦ソビエト共和国現行立法の変更の一覧表に関するロシア社会主義連邦共和国全ロシア中央執行委員会および人民委員会議決定(Cу, 一九三二年第八号、法令番号四一)第二篇第六条。

第六八条〔官庁的法令の整理〕

ロシアソビエト連邦社会主義共和国人民委員会に対し、一ヶ月以内に、本決定に反する官庁的回章、解説および命令を廃止し、効力を保っている官庁的法令の一覧表を公表することを提案する。

署名：全ロシア中央執行委員会議長 カリーニン

人民委員会議長代理 スミルノフ

全ロシア中央執行委員会書記代理 ドーソフ

一九二九年四月八日

III ロシアソビエト連邦社会主義共和国憲法 (基本法)

Конституция (Основной Закон) Российской

Социалистической Федерации Советской

Республики от 12 апреля 1978 г. (Ведомости

Верховного Совета РСФСР 1978 г., № 15

(1017), 407)

第III I 条「法律の前に平等」

① ロシアソビエト連邦社会主義共和国の市民は、出自、社会的地位、人種的および民族的帰属、男女の別、教育、言語、宗教に対する態度、業務の種類および性質、居住地ならびにその他の事情とは無関係に、法律の前に平等である。

② ロシアソビエト連邦社会主義共和国市民の同権は、経済生活、政治生活、社会生活および文化生活のある分野において保障される。

訳注 本条関連旧規定(一九一八年ロシア共和国憲法第六四条)「選挙の日までに一八才に達した、以下のロシア社会主義連邦ソビエト共和国の男女市民は、信仰、民族、居住資格

等にかかわりなくソビエトに選挙しおよび選挙される権利を

享有する。「以下省略」、(同第六五条)「たとえ右に列挙された諸カテゴリーに入っているとしても、以下の者は選挙せず、また選挙されえない。

(イ) 利潤をしほりとする目的で傭用労働にする者

(ロ) 不労所得、すなわち資本の利子、企業収益、財産からの

収入、等で生活する者

(ハ) 私的商人、プローカーおよび商事仲介業者

(ニ) 修道僧ならびに教会および宗教的礼拝の宗教的奉仕者

〔以下省略〕

本条関連旧規程(一九三七年ロシア共和国憲法第一三九

条)「代議員の選挙は普通選挙である。すなわち、一八才に達したすべてのロシアソビエト連邦社会主義共和国市民は、心神喪失者および選挙権剥奪を伴う有罪判決をうけた者を除き、人種的および民族的帰属、信仰、教育資格、居住資格、社会的出自、財産状態および過去の活動にかかわらず、代議員の選挙に参加しおよび選出される権利をもつ。」

第五〇条「良心の自由」

① ロシアソビエト連邦社会主義共和国市民は、良心の自由、すなわち任意の宗教を信奉しもしくは何らの宗教をも信奉

ロシア共和国における主要宗教立法

せず、宗教的儀式を行ないもしくは無神論的宣伝を行なう権利が保障される。宗教的信仰との関連において敵意および憎悪をかきたてることは禁じられる。

② ロシアソビエト連邦社会主義共和国における教会は國家から、および学校は教会から分離されている。

訳注 本条関連旧規定(一九一八年ロシア共和国憲法第一三条)「勤労者に對して良心の現実的自由を保障する目的で教会は国家から、および学校は教会から分離され、また宗教的および反宗教的宣伝の自由はすべての市民に認められる。」

本条関連旧規定(一九三七年ロシア共和国憲法第一二一八条)「市民に對して良心の自由を保障する目的でロシアソビエト連邦社会主義共和国における教会は国家から分離されており、また学校は教会から分離されている。宗教的礼拝を举行する自由および反宗教宣伝の自由はすべての市民に認められる。」

(本資料紹介は、文部省科研費による共同研究「ソ連における自由権の実証的研究」における研究の一部である。)